

校則（生徒心得）

服装

- (1) 登下校時を含めて、在校時は学校指定の制服を正しく着用する。
- (2) 年間を通して気候に合う制服を着用する。尚、卒業証書授与式では冬季の制服を着用する。
気候等状況に応じて、別途指示する場合がある。
- (3) 学生服着用時は左襟、セーラー服着用時は胸ポケットに校章を付ける。スカートの長さは膝にかかる程度とする。靴下は白、黒、紺、グレーの華美でないものとする。カッターシャツの下は単色無地の華美でないシャツとする。
ブレザー型については別に定める。
- (4) やむを得ない理由により制服以外のものを着用する必要がある場合は、「異装許可願欄」に必要事項を記入し、担任へ願い出て許可を得る。
- (5) 通学靴は運動靴または革の短靴とする。雨天時は長靴を用いてもよい。
- (6) スリッパは学校指定のものに限る。
- (7) 防寒着、防寒具の着用期間は特に設けていないため、各自、適宜気候に応じたものを使用すること。式典や行事等については別途指示がある場合がある。
- (8) 防寒着は華美でないものとする。部活動で購入したウェアも着用を認める。カーディガンは学校指定のものに限る。
- (9) 防寒具として、マフラー、耳当て、ニット帽、手袋の使用を許可する。ストッキング等は、ベージュ、紺、黒色のみとする。ひざ掛けは華美でないものとし、ひざ掛けとしてのみ使用すること。
使用しない場合はロッカー等に入れておく。考査中の使用は許可しない。

頭髪等

- (1) 頭髪は、自然で端正な髪型にまとめ、常に清潔を心掛け髪が目にかからないようにする。髪をまとめたり、留めたりする場合は、色・形が華美でないものを用いる。
- (2) 染色・脱色・カール・パーマ・エクステンション等の加工をしない。
- (3) 眉毛の加工・化粧（ファンデーション・マスカラ・アイシャドウ・口紅等）・爪の加工（マニキュア等）をしない。
- (4) ピアス・指輪・ブレスレット・ネックレスなどの装身品を身に付けない。

所持品

- (1) 教科書・ノート・辞書等の学用品や体育の服装等の体育用具は華美ではない色・形の鞆に入れて持参する。
- (2) 教科書・ノート・辞書等の学用品は、許可されたもの以外は机の中やロッカーに放置せず、毎日持ち帰る。
- (3) 所持品には明確に記名する。紛失物や拾得物があつた場合は、直ちに係の先生へ届け出る。
- (4) 学校生活に不必要な金銭や貴重品を持って来ない。
- (5) 学校生活に不必要な物（漫画・各種プレーヤー・雑誌等）を持って来ない。携帯電話・スマートフォンは校内では必ず電源を切って鞆の中に入れる。

欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席・遅刻・早退は、保護者等から学校へ連絡をしてもらう。（基本的にはきずなネットを活用。）
- (2) 8：35のチャイムの鳴り始めを基準とし、それ以降を遅刻とする。なお、遅刻して登校した際は、職員室と教室入室時に手続きを行う。

- (3) 早退は、疾病の場合は、保健室で養護教諭より早退勧告を受けてから、職員室で手続きした後に帰宅する。疾病以外の場合は事前に担任の許可を得、職員室で手続きした後に帰宅する。

自転車通学等

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出し、本校規定の登録ステッカーを自転車後部の泥除けのよく見える位置に貼り付ける。
- (2) ステッカーが破損したり自転車を換えたりした場合は、速やかにステッカーの再交付を受ける。その際、可能ならば古いステッカーをはがして再交付願に添付する。
- (3) 自転車はシティサイクル、ヘルメットの着用を推奨し、泥除け、スタンド、ライト、反射板があること。安全上問題があると判断した場合には、自転車の乗り換えなど別途指示する場合がある。
- (4) 生徒は、自他の生命を尊重する精神に立ち、交通法規に則って通行することはもちろんのこと、マナーの向上にも努める。自転車は左側を通行する。許可された歩道を走る場合は、その車道側を通行する。また、交通事故を防ぐために次の点を守る。
- (ア) 道路交通法を遵守する。特に、一時停止違反、傘差し運転、無灯火走行、2人乗り走行、並進走行、信号無視、携帯電話・スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの運転をしない。
- (イ) 交通マナーを守り、他の歩行者および車両に迷惑をかけない。特に、歩行者の安全には十分配慮して通行を妨げない。
- (ウ) 「自転車は校内下車」を原則とする。特に、事故防止のため下校時は校門付近の坂の下までそれを徹底する。
- (5) 交通事故に遭った場合は、速やかに警察・学校に連絡する。生徒指導部各学年交通安全係のところへ行き「被害・事故届」を記入し提出する。

アルバイト

- (1) アルバイトを行う必要があると判断された生徒に限り、許可することがある。ただし、期間や時間、勤務先に関しては制約がある。
- (2) アルバイトは、本校における学習に支障がないことを前提とする。
- (3) アルバイトを行う必要がある生徒は、所定の用紙に保護者等連署の上、生徒指導部へ提出する。願い出は、年度更新とし、アルバイトの条件が変更になった場合は、速やかに生徒指導部へ申し出る。

特別指導

- (1) 学校が必要だと判断した時には、学校教育法施行規則26条等に基づき、保護者等の同意のもと特別な指導（校長訓戒または謹慎）を行う。

校則の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、校則の変更、追加、改正または廃止について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったときまたは校則の変更が必要と判断したときには、校則検討委員会を設置し、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校則検討委員会の議論を経て、分掌会、学年会及び運営委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や、校則検討委員会、分掌会、学年会及び運営委員会での議論、本校の教育目標やスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

校則検討委員会の成員は、生徒、教員から校長が任命する。